

陳情第 1 9 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 1 1 日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	巨大広告塔の耐震・耐風審査について	
要 旨 他人が設置した巨大広告塔が、地震や強風により倒れ、それにより生命・身体・家屋に損害を受けるおそれがある近隣住民を利害関係人として、所有者の承諾なしに、利害関係人が独自に他人所有の巨大広告塔の耐震・耐風審査ができる制度を条例で定めてほしい。なお、審査費用は近隣住民が負担する。 ちなみに、以前は、巨大広告塔の設置については役所が安全審査をしていたと聞いたが、今は、巨大広告塔の所有者が審査会社に委託して審査を行い、役所は報告を受け取るだけということである。審査費用は所有者負担であるから、公正な審査が行われているか否か疑問であり、能登半島地震等の発生により、ますます利害関係人による独自の審査が必要と思った。そして、審査の結果、安全基準不足が判明した場合には、設置者に補強して頂くためである。		